

## 平成 29 年度第 2 回愛南町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 2 時から 愛南町役場本庁 3 階 大会議室	
出席委員氏名	委員長 大賀 水田生（愛媛大学大学院理工学研究科教授） 委員 尾崎 亘宏（元愛媛県建築住宅課技幹） 委員 増田 裕（税理士） 委員 青木 千之（元愛南町監査委員） 委員 松本 宏（弁護士）	
審議対象期間	平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日	
抽出案件	総件数 3 件	（備考） 抽出の考え方 無造作に案件を抽出。（松本委員が案件を抽出。）
一般競争入札	3 件	
指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回 答
<p><b>議題1 H29年度(12月末時点)愛南町入札契約状況について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特になし</li></ul> <p><b>議題2 抽出事業の審議について</b></p> <p><b>増田地区(オオイノ団地)水利施設整備工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・落札率が99.2%と高いうえ、応札者が1者であったことについてどう考えているか？</li><li>・予定価格は公表しているのか？</li><li>・本案件に参加可能業者は何社あったのか？</li><li>・地域的な問題も考えられるのか？</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・発注時期が繁忙期ということもあり、技術者の確保が困難な状況にあるため、1者の応札にとどまったことが考えられる。また、上水道管の埋設工事に比べ、農業土木の管体工事は、1m当り単価が安価なこと及び独自の諸経費であることから、業者が応札を敬遠したのではないかと推測する。</li><li>・事前公表している。</li><li>・本町での土木一式における格付けがA等級、B等級及びC等級の計24社である。</li><li>・考えられる。また、工事施工にあたっては地元農家との調整等も必要であるが、落札業者は地元企業であることから、その調整等が比較的容易であると判断したものと思われる。</li></ul>

<p>町道中溝線外路肩改良工事（御荘地区下永ノ岡線）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 応札した 3 者のうち、1 者が無効、1 者が失格となった理由は？</li> <li>・ 予定価格を事前公表しているにもかかわらず、それを超える応札をしてくることは考えられないのではないか？</li> <li>・ それは確かなのか？</li> <li>・ 本案件に参加可能業者は何社あったのか？</li> <li>・ この工事のような小規模工事の場合、D 等級のみ参加できるといったような条件設定は行なわないのか？</li> <li>・ 無効となった件について、入札時に必要な書類は事前に明記ないし、説明はしていないのか？</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 失格については、事前公表している予定価格を超える金額で応札したため、また、無効については、入札申込み時に提出を求めている入札参加申請書及び参加資格を満たしていること証明する資料が提出されなかったためである。</li> <li>・ 同社は、同日の入札会で複数の案件に参加しており、他工事で応札すべき金額を誤って本工事で応札したものである。</li> <li>・ 確かである。当業者より電子入札操作時に誤入力してしまったとの申し出があったが、入札のやり直しは出来ないため失格扱いになる旨を伝えていた。</li> <li>・ 本町での土木一式における格付けが A 等級、B 等級、C 等級及び D 等級の計 39 社である。</li> <li>・ 一般競争入札の場合は、上位格付けの入札参加制限は行なっていない。</li> <li>・ 入札参加にあたり必要な書類については、電子入札共通事項及び入札説明書に記載し、案件毎に添付して公告している。</li></ul>
--	---

### 一本松保育所防水改修工事

・落札率が69.9%と低いが、通常どの位が  
相当だと考えるか？

・参加業者が全て隣市の業者だが、町内業者は  
参加できなかったのか？

・落札率が低いと、手抜きなど品質低下の恐れ  
がないか？

・本工事も低入札調査を行ったのか？

・一概に何パーセント当りが相当だとは言えな  
い。ただ、これまでも防水工事業については、  
比較的低価格で応札される傾向にあった。

・町内には防水工事業の許可を有している業者  
は6社いるが、いずれも専ら塗装工事業を営ん  
でいる業者である。適切な工事施工を求めるた  
め、同種工事であるシート防水工事の施工実績  
を入札参加条件に設定したが、町内業者は、塗  
膜防水の施行実績しかなかったものとする。

・おっしゃるとおりである。それらの対策とし  
て、低入札価格調査制度を設け、一定の価格を  
下回った応札には、その価格で適切な履行が確  
保出来るのかといった調査及びヒアリングを  
行っている。

・調査及びヒアリングを実施した。

議題3 平成30年愛南町入札契約制度改善事項について

低入札価格調査制度における基準価格の算定方法の改定

- ・特になし

愛南町優良工事表彰制度の創設

・対象となる成績評定80点以上の工事は、年間どのくらいあるのか？

- ・表彰はなんらかの制度に反映させるのか？

議題4 その他

- ・特になし

・平成28年度は3件、平成29年度は、今現在1件である。

・総合評価落札方式における評価項目の表彰受賞歴に追加することとしている。